

被扶養者資格調査の 検認方法が変更になります

本年の資格調査より、オンライン(WEB)形式での審査に変更となりました。

このことにより、勤務先の所属所共済事務担当課へ資格調査書の提出を行うことなく、曜日や時間にかかわらず、ご自身の都合の良いタイミングでパソコン・スマートフォン・タブレット端末等からログイン(審査開始)し、必要書類を専用サイトにアップロードすることで書類の提出を完了することができます。

なお、手続き方法については8月下旬に所属所共済事務担当課より配布します「事前案内書」をご確認ください。

また、不備・不足のある場合は、ご自身が使用される(登録いただく)メールアドレス宛に通知をさせていただきますので、通知の内容を確認し、追加書類のアップロードをお願いします。

(注)パソコンやスマートフォン・タブレット端末等がなく、WEB上での審査が不可能な方は、個別対応となりますので、後日配付する「事前案内書」に記載のお問い合わせ専用ダイヤルにご連絡ください。



1 調査方法および手続きの流れ

被扶養者資格調査

MY HEALTH WEBにログイン

登録手続

組合員証記載の記号(2桁数字)・番号・仮パスワード・ご自身が使用されるメールアドレスを入力し、本登録

MY HEALTH WEBのTOP画面

「被扶養者資格調査はこちらから」をクリック

審査開始

- STEP1 組合員情報の確認
- STEP2 調査対象者情報と現況の確認
- STEP3 必要書類の確認(書類一覧のダウンロード)
- STEP4 必要書類の提出(アップロード)

実施機関による審査

審査完了

不備不足の提出依頼

※登録のメールアドレス宛に
実施機関より連絡が届きます

書類の再提出

(アップロード)

(注)当組合の認定基準を満たしていない方および同居・別居の手続きができていない方については、「共済組合員申告書」および「必要書類」(取消の場合は、被扶養者証を含む)等を勤務先の共済事務担当課に速やかに提出してください。
同居・別居手続きの詳細については5ページ、取消手続きの詳細については4ページをご確認ください。

2 必要書類の変更内容について

- 無職無収入の配偶者は、必ず「非課税証明書」の提出をしてください(地方税関連情報
を取得することに同意する場合を除く)。
(扶養手当の支給されている配偶者の添付書類省略の廃止)
- 給与収入のある方の確認書類については、「給与等支払証明書」を提出してください。
(「連続する直近3カ月以上の給料明細書の写」の廃止)



3 「給与等支払証明書(扶養状況調査)」の記入例について

8月下旬頃に配付予定である事前案内書に「給与等支払証明書(扶養状況調査)」を同封いたします。給与収入がある方については、勤務先の事業所に、『組合員記号番号、組合員氏名、被扶養者氏名』の3項目以外について「給与等支払証明書(扶養状況調査)」の記入・押印を依頼してください。

(注) 複数の事業所で勤務している場合は、勤務先ごとにそれぞれ作成いただく必要がございますのでご注意ください。

上段の『組合員記号番号、組合員氏名、被扶養者氏名』以外は、被扶養者の勤務先の事業所に記入・押印を依頼してください。

給与等支払証明書 (扶養状況調査)

この証明書は、被扶養者資格を確認するため、神奈川県市町村職員共済組合に提出するものです。
仕事を複数持ちまわされている方は、各勤務先の証明を受けてから提出してください。

組合員記号番号	90 - 1234
組合員氏名	共済 太郎
被扶養者氏名	共済 一郎

※給料を支給した日の属する月の各種控除前の支給総額(交通費含む)を証明してください。
また、給与支払方法等についても必ず記入してください。

雇入年月日	平成 2 年 10 月 1 日	雇入日・退職日を必ず記入してください
退職年月日	令和 年 月 日	

給与支給月	支給総額
1月	40,000円
2月	51,000円
3月	32,000円
4月	41,000円
5月	38,000円
6月	42,000円
7月	41,000円
8月	109,000円
9月	110,000円
10月	32,000円
11月	38,000円
12月	46,000円
賞与 6月	30,000円
賞与 12月	30,000円
合計	680,000円

給与支給月	支給総額
1月	110,000円
2月	90,000円
3月	130,000円
4月	80,000円
5月	50,000円
6月	30,000円
7月	40,000円
8月	円
9月	円
10月	円
11月	円
12月	円
賞与 6月	30,000円
賞与 月	円
合計	560,000円

給与支払方法： 当月払い ・ 翌月払い
賞与の支給： あり ・ なし
雇用保険加入の有無： あり ・ なし

※該当する方に○をしてください。

上記のとおり、給与等支給事実に相違ないことを証明します。
令和 6 年 8 月 15 日
給与等支払事業所名 株式会社 ○×△
または支払者名
問合せ先電話番号 ○×○ - △△△ - □□□
※事業内容(支払者名が個人名の場合のみ記入)

アルバイト先等、勤務先に記入を依頼してください

交通費を含む税金等、控除前の総支給額を記入してください

組合員が記入してください

〈賞与分5,000円(30,000円÷6カ月)を加算した金額〉

115,000円 } 3ヵ月平均額
95,000円 }
135,000円 } 115,000円
85,000円 }
55,000円 }
35,000円 }

賞与等は、該当する月に案分して月々の恒常的収入を計算します

上記の場合は、賞与等30,000円÷6カ月=5,000円/月

上記記入例の場合、令和6年1月から3月までの総収入額の3ヵ月平均額は115,000円となり、月額108,334円未満とならないため、最初に108,334円以上となった月の稼働月初日である令和5年12月1日(給与支払方法が「翌月払い」となっているため、令和6年1月分の給与は令和5年12月の労働に対する給与と考えます)付けで取消該当となります。

被扶養者の資格調査のお知らせ

共済組合では、被扶養者認定の厳正・公正の維持を図ることを目的として、被扶養者として認定している方の収入および生計維持関係などについて、現在も被扶養者としての要件を備えているか確認するための資格調査を定期的に行っております。

本年も資格調査を実施いたしますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



Q.なぜ資格調査を行うのですか？

A.資格調査は地方公務員等共済組合法施行規程第97条および第100条第2項に定める「検認」として行っています。共済組合で行っている事業(医療給付・助成金・年金給付等)の費用は、組合員の掛金と所属所の負担金で賄われており、組合員の掛金は被扶養者の人数に関係なく標準報酬月額に基づき決定しております。被扶養者の要件を満たしていない方に対して共済組合が医療給付等を支払うことは、掛金・負担金の引き上げの要因となり、結果的に組合員の皆さまの掛金の負担を増大させてしまうことに繋がります。

このようなことを防ぐためにも、厳正・公正な資格調査へのご協力および普段より被扶養者の収入等の実態を把握していただくとともに、取消事由が生じた際は速やかに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1 調査対象者

令和5年12月31日以前に被扶養者として認定された方で、令和6年4月1日現在18歳以上の方(医療費公費負担該当者は除く)。

2 調査方法および提出方法

令和6年度より、調査方法および提出方法について大幅に変更となりました。詳細は1ページまたは8月下旬に配布します「事前案内書」にてご確認ください。

3 調査による認定取消について

今回の調査で取消事由が判明した場合は、速やかに扶養取消手続きを行うと同時に、被扶養者証を共済組合へ返却してください。収入の増加や異動にかかる手続きがもれていたことが判明した場合は、取消事由が発生した時点でさかのぼって被扶養者認定を取り消すこととなり、その期間中に受診した医療費等は取消日にさかのぼって共済組合へ返還いただくこととなりますのでご注意ください。

こんなときは扶養認定の取り消しとなります

- ① 被扶養者が就職した場合【就職】
- ② 組合員以外の方が地方公共団体、国その他から扶養手当またはこれに相当する手当を受ける場合【扶養替え】
- ③ 組合員の他に扶養義務者がいる場合で、組合員以外の方のほうが収入が多くなり、主たる生計者でなくなった場合【扶養替え】
- ④ 被扶養者が下記「収入限度額」のとおり月額108,334円(年額130万円)以上または月額150,000円(年額180万円)以上の収入(注1)が恒常的(注2)に見込まれる場合【収入増加】

(※) 自営業等で確定申告書により収入増加が判明した場合は、更に前年の確定申告書等を提出いただき、最初に年間収入が130万円(60歳以上は180万円)以上となった年の1月1日または収入状況に変化があった月から取り消しとなります。(詳細は5ページ「自営業者の収入のとらえ方」参照)

- ⑤ 被扶養者が法人事業所の代表者、役員等になった場合【厚生年金・健康保険の強制適用】
- ⑥ 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上の場合は月額5,000円)以上の雇用保険の失業給付金や健康保険法による傷病手当金、育児休業給付金等を受給することとなった場合【収入増加】

(注1) 収入とは……各種控除前の総収入額であり、給与収入がある方については交通費を含みます。賞与等がある場合は、対象月に案分し各月給与額に加算して計算します。また、恒常的な株式の売買による収入や配当金収入、非課税である障害年金や遺族年金についても収入とみなします。(下記「認定基準となる収入の種類」参照)

(注2) 恒常的とは…暦年(1月～12月)や年度(4月～3月)ではなく、事実発生日(収入の変動日)から将来に向かって1年間に発生すると予測される収入のことを言います。

月々の収入が一定しない方は、3か月の平均収入額が108,334円または150,000円以上になると、収入限度額の年額未満であっても扶養取消となります(取消日は最初に収入が超過した月の稼働日となります)。

● 収入限度額

18歳以上60歳未満の方	月額108,334円未満 (年額130万円未満)
60歳以上の方または 障害年金を受給している方	月額150,000円未満 (年額180万円未満)
雇用保険・傷病手当金・ 育児休業給付金等を受給している方	日額3,612円未満(60歳未満) 日額5,000円未満(60歳以上)

認定基準となる収入の種類

- ① 給料収入(給料・賞与・賃金・諸手当(通勤手当等含む))
- ② 雑収入(老齢年金・恩給・企業年金・私的年金(個人年金等))
- ③ 事業収入(農業・商業・飲食業・製造業・塾経営等)
- ④ 利子所得、配当収入(預貯金利息・株式配当・有価証券利息等)
- ⑤ 不動産収入(アパート経営、土地・家屋の賃貸収入等)
- ⑥ 社会保険法による収入(傷病手当金・出産手当金・失業給付等)
- ⑦ 非課税扱いの年金(遺族年金・障害年金・扶助料)
- ⑧ 株の売買、NISA等による取引収入
- ⑨ その他恒常的収入となるもの

ポイント

認定対象者の収入が単に基準内であればよいというものではなく、組合員の収入を基に組合員の扶養能力と生計維持の実態を確認し、総合的に認定の可否を判断しています。(被扶養者の認定にあたっては、対象となる方の収入が組合員の収入を下回ることが前提となります。)

自営業者の収入のとらえ方

●必要経費控除科目(詳細はホームページでご確認ください。)

科目	小売業	飲食業	アパート経営	理美容業	その他	農業所得
売上原価	○	○	—	○	○	ホームページ参照
荷造運賃	※△	×	×	×	×	
水道光熱費	△	△	×	△	△	
通信費	△	△	△	△	△	
修繕費	○	○	○	○	○	
消耗品費	△	△	△	△	△	
給料賃金	○	○	○	○	○	
地代家賃	△	△	△	△	△	

ポイント

必要経費とは、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められた経費をいいます。

※は運送業のみ○

- ×および左記以外の科目は控除不可とする。
- △の項目については、原則として自家消費分との区別が明らかである場合を控除可能とする。
- 給料・賃金については、その事業を行うにあたり、最小限の業務補助的な人件費とすべきものであり、従業員一人に対し130万円以上の給料を支給していたり、複数の方に合計130万円以上の給料等を支給していたりする場合は控除不可とする(その給料により生計を維持している方がいるのに、その方が扶養されていることは社会通念上不合理であることによる)。

自営業等を行っている方については、毎月の収支を帳簿等で管理していただき、収入が増加傾向にある場合は翌年の確定申告を待たずに扶養取消の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

また、自営業等収入がある方が新たに年金の受給権が発生した場合等は、月額収入が認定基準額を超えた時点で扶養取消となりますのでご注意ください。

被扶養者の転居等に伴う別居の取り扱いについて

扶養している子供が進学に伴い転居する場合や、同居で扶養している親元から離れ、組合員が一人暮らしを開始する場合など、認定中の被扶養者と別居することとなると基本的に扶養取消となりますが、組合員以外に主たる生計維持者がいないことおよび、組合員から被扶養者へ生活費として毎月の恒常的な送金が確認できれば継続して扶養に入れることは可能です。

扶養中の方が別居となった際は手続きが必要となりますので、「共済組合員申告書」に住民票※(別居先の世帯全員分の記載があるもの)または賃貸契約書等(同居人および住所の確認)の写・毎月1人当たり5万円以上の送金証明書・同居人の収入証明書・扶養協議書(必要に応じて)を添付のうえ、お勤め先の共済事務担当課へ提出してください(状況によっては、継続認定不可の場合もあります。詳しくはお問い合わせください)。

※住民票については、マイナンバーの記載は必要ありません。

【注意】

手渡しによる仕送りについては、その事実を客観的に証明できる書類がないため、認定することはできません。必ず組合員から被扶養者について、いくら送金したか客観的に分かる書類(銀行の振込み受領書やATMの利用控えなど、連続する直近3ヵ月分以上)をご準備ください。また、一括まとめた送金は恒常的な生活援助として認められません。

なお、住民票を日本国外に異動させている方、短期間(期間限定)の留学以外の目的で日本国外に居住している方、あるいは就労ビザを取得している方は海外居住者と判断され、認定できません。

※組合員が送金を行うことによって、対象者の収入と送金額との合算額が組合員の送金後の収入を上回る場合は認定できません。

その他諸注意

- ▶ 調査書提出後、共済組合より追加の書類提出を依頼する場合があります。その際は、速やかに追加書類を提出してください。
- ▶ 今回の資格調査において専用サイトへの回答がない場合や共済組合の求める必要書類の提出がなされない場合は、現況の確認がとれないため、扶養認定の取り消しとなる場合がありますので、ご了承ください。
- ▶ 過去に取消事由が発生したが、現在は再び認定範囲内の被扶養者の方につきましては、取消処理後、再び認定することは可能ですが、その認定日は原則的に認定申告書類を所属所長が受け付けた日(所属所申告日)となります(ただし、申告書類の所属所申告日と共済組合到着日が乖離している場合や必要書類が不足している場合などは、共済組合が指定した日からの認定となります。また、個々の状況により認定が不可となる場合もあります)。

お問い合わせ先

【被扶養者資格調査について】 神奈川県市町村職員共済組合 被扶養者資格調査専用コールセンター
TEL 03-6910-0137 9:00~17:00(土日祝日除く) ※令和6年9月2日開設

【その他について】 共済組合 資格管理課資格・調査班
TEL 045-664-5425